

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

東日本大震災による被害を受けた地方公共団体における公共土木施設の復旧事業等に係る工事が円滑に実施されるようにするため、公共工事に要する経費について、地方公共団体が前金払をすることのできる割合を改める必要があるからである。

2 改正の概要

○ 地方公共団体が発注する公共工事に要する経費の前金払の特例として、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の 3 割を超えない範囲内に限り、前金払をすることができることとされ、さらに、総務省令で定める経費については、当該割合によることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に 3 割を加えた額を上限とすることができることとされている（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）附則第 7 条）。

この前金払の上限 6 割^{※①}の経費のうち、工事 1 件の請負代金の額が 50 万円以上の土木建築に関する工事において、当該工事の材料費等^{※②}に相当する額として必要な経費については、その 4 割を超えない範囲内で前金払をすることができることとされている（地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）附則第 3 条）。

※① 前金払の上限額 4 割に加えて、工期の 2 分の 1 を経過すること等一定の要件を満たす場合には、さらに、当該前金払の割合に 2 割を加えた額（中間前金払）を上限とすることができることとされている。

② 材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料をいう。

○ 今般、地方自治法施行令の改正により、東日本大震災に伴う災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行する公共工事に要する経費に限り、前金払の支払限度額について 6 割から 7 割に引き上げる措置を講ずることとし、当該割合の範囲内において、工事 1 件の請負代金の額が 50 万円以上の土木建築に関する工事において、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、その 5 割を超えない範囲内で前金払をすることができることとする*。

※ 中間前金払の上限 2 割については、そのまま維持することとする。

3 施行日

公布の日から施行